市　章

彦根市公報

令和6年(2024年)10月1日
第　1　9　2　5　号
火　　曜　　日

定日発行　毎月 1 日、15 日　2 回

目　　次

○　条例
35　彦根市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 1
36　彦根市建築確認等に関する手数料条例の一部を改正する条例 1
○　訓令
9　彦根市事務決裁規程の一部を改正する訓令 2
○　告示
175　居宅介護支援事業者の廃止届を受理したもの 2
176　彦根市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金交付要綱の一部改正 2
○　公告
犬の抑留について公告..... 4
公示送達について公告..... 4
○　農業委員会告示
8　彦根市農業委員会定期総会の招集 4
9　所有者等を確知することができない農地 4

条例

彦根市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和６年９月17日

彦根市長　　和　田　裕　行

彦根市条例第35号

彦根市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

彦根市職員の退職手当に関する条例(昭和29年彦根市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第10条第11項第４号中「職業」を「安定した職業」に、「もの」を「者」に改める。

付則第６項中「附則別表第1」を「附則別表」に改める。

付則第７項中「第35条」を「第35条の2」に改める。

付則第９項中「令和７年３月31日」を「令和９年３月31日」に改める。

付　則

1　この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、付則第６項および第７項の改正規定は、公布の日から施行する。

2　この条例による改正後の彦根市職員の退職手当に関する条例(以下「退職手当条例」という。)第10条第11項第４号(同条第15項において準用する場合を含む。)の規定は、退職職員(退職した退職手当条例第２条第１項に規定する職員(同条第２項の規定により職員とみなされる者を含む。)をいう。以下同じ。)であってこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

彦根市建築確認等に関する手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和６年９月17日

彦根市長　　和　田　裕　行

彦根市条例第36号

彦根市建築確認等に関する手数料条例の一部を改正する条例

彦根市建築確認等に関する手数料条例(平成12年彦根市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条の表(2)の項および(3)の項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に、同表(4)の項中「第18条第19項」を「第18条第28項」に、同表(5)の項中「第18条第24項第1号」を「第18条第38項第1号」に、同表(44)の項および(45)の項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に、同表(46)の項中「第18条第19項」を「第18条第28項」に、同表(48)の項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に、同表(49)の項中「第18条第19項」を「第18条第28項」に改める。

付　則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和6年法律第53号)附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

訓令

彦根市訓令第9号

彦根市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年9月11日

彦根市長　　和　田　裕　行

彦根市事務決裁規程の一部を改正する訓令

彦根市事務決裁規程(平成19年彦根市訓令第40号)の一部を次のように改正する。

別表第3福祉保健部高齢福祉推進課の部中9の項を削り、10の項を9の項とし、11の項から14の項までを1項ずつ繰り上げる。

付　則

この訓令は、令和6年9月11日から施行し、同年4月1日から適用する。

告示

彦根市告示第175号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定に基づき、居宅介護支援事業者の廃止届を受理したので、同法第85条第1項第2号の規定により告示する。

令和6年9月11日

彦根市長　　和　田　裕　行

事業所の名称	事業所の所在地	事業者	サービスの種類	事業所番号	廃止届受理年月日	廃止年月日
ケアパートナーヨシイ彦根	彦根市平田町409番地1	有限会社セイファ 代表取締役 吉井　大祐	居宅介護支援	2570200689	令和6年8月27日	令和6年8月31日

彦根市告示第176号

彦根市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年9月12日

彦根市長　　和　田　裕　行

彦根市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金交付要綱の一部を改正する告示

彦根市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金交付要綱(令和4年彦根市告示第56号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「児童手当法」を「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)第12条による改正前の児童手当法」に改める。

第6条第1項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3)　保護者およびその配偶者(配偶者がある場合に限る。)の直近の課税証明書(市長が本人の同意を得て、公簿等によりその内容を確認することができる場合その他市長が課税証明書の提出を不要と認める場合を除く。)

別記様式第１号を次のように改める。

別　記

様式第１号(第６条関係)

年　　月　　日

彦根市長　様

彦根市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金交付申請書兼請求書

フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。なお、彦根市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金交付要綱に定める交付要件を満たしており、事実と異なる場合は、補助金の返還を求められても異議はありません。

記

１　申請内容

保護者 (申請者)	住　所	〒　－
	氏　名	
	生年月日	年　月　日
	電話番号	－(　　)－
配偶者 (有・無)	住　所	〒　－
	氏　名	
	生年月日	年　月　日
児童生徒	氏　名	(ﾌﾘｶﾞﾅ)
	学校名等	小 中　学校　第　学年　組

	利用年月	自己負担額	市処理欄	補助対象額	補助率(%)
フリースクール等民間施設の利用状況	年　月分	円		円	100・75・50
	年　月分	円		円	100・75・50
	年　月分	円		円	100・75・50

２　添付書類

(1)　フリースクール等民間施設利用状況報告書(別記様式第２号)

(2)　補助対象経費の支払が確認できる資料(フリースクール等民間施設が発行した領収書の写し等)

(3)　保護者およびその配偶者(配偶者がある場合に限る。)の直近の課税証明書(市長が本人の同意を得て、公簿等によりその内容を確認することができる場合その他市長が課税証明書の提出を不要と認める場合を除く。)

(4)　その他市長が必要と認める書類

３　口座振込先

銀行 信用金庫 農協	支店 出張所 営業部	種　目	口座番号(右詰め)
金融機関ｺｰﾄﾞ	店舗ｺｰﾄﾞ	1　普通預金 2　当座預金	
ﾌﾘｶﾞﾅ			
口座名義人			
申請者と口座名義人が異なる場合	□　上記口座名義人に領収を委任します。		

４　個人情報の取扱いに関する同意

補助金の交付の適否に係る審査のため、申請者および世帯員の住民基本台帳の記録、教育扶助および就学援助の実施状況、所得額および扶養親族等の数等を照会および閲覧することに同意します。

申請者(保護者)氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(署名または記名押印)

付　則

この告示は、令和6年10月1日から施行する。

公告

犬の抑留について公告

狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第6条第7項の規定により、次のとおり抑留されたので、所有者は、滋賀県動物保護管理センター所長に申し出て引き取ってください。なお、所有者が引き取らないときは、同条第9項の規定により処分されます。

令和6年9月10日

彦根市長　　和　田　裕　行

(以下省略)

公示送達について公告

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所および事業所が明らかでないため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第4項により例による地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示送達をする。

送達すべき書類は、彦根市上下水道部上下水道業務課において保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。

令和6年9月13日

彦根市長　　和　田　裕　行

送達を受けるべき者の氏名	送達すべき書類
(略)	水道料金・下水道使用料　納入通知書(令和5年7月分) 水道料金・下水道使用料　納入通知書(令和5年9月分) 水道料金・下水道使用料　納入通知書(令和5年11月分) 水道料金・下水道使用料　督促状(令和5年12月分)

農業委員会告示

彦根市農業委員会告示第8号

彦根市農業委員会定期総会を下記のとおり招集する。

令和6年9月3日

彦根市農業委員会
会長　　田　中　金　二

記

1　日時　　令和6年9月10日(火)　午後1時30分から午後4時まで
2　場所　　農村環境改善センター　洋室
3　議題
(1)　農地法第3条第1項の規定による許可申請について
(2)　農地法第4条第1項の規定による許可申請について
(3)　農地法第5条第1項の規定による許可申請について
(4)　彦根市農用地利用集積等促進計画(案)について

彦根市農業委員会告示第9号

下記の農地は、農地法(昭和27年法律第229号)第33条第2項において準用する同法第32条第3項の規定による探索を行った結果、その農地の所有者またはその農地について所有権以外の権原に基づき使用および収益をする者(以下「所有者等」という。)を確知することができないので、同法第33条第2項において準用する同法第32条第3項の規定に基づき公示する。

令和6年9月5日

彦根市農業委員会
会長　　田　中　金　二

記

1　農地の所在等

所在および地番	地目	面積(㎡)	農地に関する権利の種類	農地法第32条または第33条の該当条項	農地の所有者等の情報
彦根市金沢町字松田2054番地	田	1,172	所有権	第33条第1項	登記名義人 (略)

2　1の農地の所有者等は、この公示の日から起算して2月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に、当該農地についての権原を証する書類を添えて、彦根市農業委員会に提出するものとする。

(1) 申出を行う者の氏名および住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名)

(2) 当該農地の所在、地番、地目および面積

3　この公示の日から起算して2月以内に、所有者等から2に定めるところによる申出がないときは、当該公示に係る農地について、農地法第41条第2項により読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により滋賀県知事が利用権を設定すべき旨の裁定をすることがある。